

鳥取県告示第589号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団碧水プラザクリニック 理事（職務代行者） 増田 顕	鳥取市立川町五丁目256-1	プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256-1	訪問看護、居宅療養管理指導	平成19年11月1日